

第1次野洲市総合計画の見直しに係る背景について

1. 現行計画の課題について

○現行計画は、平成32年を目標年度として平成19年3月に取りまとめ。

○現行計画が当初から課題を抱えていたというわけではなく、その後の時代変化によって、以下の通りいくつかの課題が出てきたと考える。

<内容的な課題>

・社会的、経済的な背景

世界的な経済危機や政権交代による国政の方向転換など、現行計画策定当初は想定していなかった急激な社会的経済的背景の変動により、計画推進のための財政的・制度的な裏づけに無理が生じている。

・個別施策の実現性に温度差

現行計画は、合併前の2町の課題を一つでも多く盛り込んで解決していこうとした結果、内容が盛沢山になって到達目標が非常に高くなっており、その後の急激な社会的経済的背景の変化とも相まって、各施策の優先度や実現性にはかなりの温度差が生じてきている。

・将来の人口フレームと土地利用構想や各施策との整合性

各施策の実現性に生じた温度差は、そのまま土地利用や人口推計などの将来フレームに影響が出るため、未来への道筋にズレが生じている。

<制度的な課題>

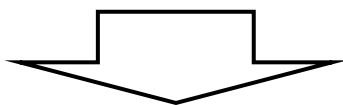
・地方自治法第2条第4項の規定（市町村基本構想の議決を伴う策定義務）が削除される見込・・・現在も国会で継続審議中



・総合計画策定が不要になるのではなく、総合計画そのものが市町村への策定義務から自己責任へと重要性を増す・・・地方分権の流れの中で市町村の責任ある判断と実行が求められる。

・予算措置を伴う総合計画の策定にかかる新たな根拠付けが必要となる。

→条例整備



主に以上のような理由により、地方分権の中で総合計画の新たな位置付けを整理するとともに、現状に即した実現性の高いシンプルな計画に組み直す必要があると判断。